

生産者の皆様へ

サイモディスDCの使用に際してのお願い

2018年の農薬取締法改正により、新たに被害防止方法(農薬の使用者及び蜜蜂)が定められ、農薬ラベルに表示されることとなりました。このたび、サイモディスDCにも以下の被害防止方法が設定されましたので、他のラベル記載事項同様、記載に従って使用するようお願いします。

1. 農薬使用者への被害防止方法

薬剤調製者および散布者の防護装備:

保護眼鏡、不浸透性手袋、長ズボン・長袖の作業衣 の着用

2. 蜜蜂への被害防止方法

① 果菜類および花き類・観葉植物:閉鎖系施設※での使用に限定。


② 果樹類:閉鎖系施設※で使用、または発芽(萌芽)～落花(開花終了)まで使用しない。

※ 閉鎖系施設:側面及び上面がミツバチが通り抜けられない資材で被覆されており、密閉可能な施設。
開花期間中、ミツバチが通り抜けられない密閉可能なネット等でほ場を覆う場合(べたがけ等)も「閉鎖系施設栽培」と同様に扱う。

* サイモディスDCの適用作物については、登録ラベルをご確認ください。➔



蜜蜂への被害防止方法(作物と使用場所、時期)

果菜類および花き類・観葉植物 果樹類 (施設栽培)	果樹類 (露地栽培)			
 <p>【使用場所の制限】 ミツバチが中に入れない閉鎖系施設での栽培に限定</p>	【発芽】 (萌芽)	【落花】 (開花終了)	【落花後】	【収穫前】
	×:使用しない		○:使用できる	

サイモディスDCは、最新の評価基準に基づき、使用者および蜜蜂への影響を評価された農薬です。既登録の農薬も安全性の一層の向上を目指し、順次、使用者および蜜蜂の評価が行われ、必要に応じて被害防止方法が設定されていきます。

シンジェンタ ジャパン株式会社

〒104-6021 東京都中央区晴海1-8-10 オフィスタワーX21階
www.syngenta.co.jp

お問い合わせ先:03-6221-1001